

## 診療報酬改定に伴うお知らせ

### 医療情報取得加算について

当院は、オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行っています。また、診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

令和6年6月から、上記の体制を有している医療機関に対し、「医療情報取得加算」が新設されました。当院でも「医療情報取得加算」を以下の点数のとおり算定いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

初診時（月に1回に限る）	
マイナ保険証を利用しない場合	3点
マイナ保険証を利用した場合 他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合	1点

再診時（3ヶ月に1回に限る）	
マイナ保険証を利用しない場合	2点
マイナ保険証を利用した場合 他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合	1点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

### 一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けて一般名処方の取り組み等を実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤成分をもとにした一般名処方を行うことにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなるため、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 生活習慣病管理料について

令和6年度の診療報酬改定により、高血圧症、脂質異常症及び糖尿病を主病で受診されていて「特定疾患管理料」を算定されていた患者さまについては、「生活習慣病管理料」へ移行となりました。

患者さまには、主病に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する指導内容、検査結果等を記載した「療養計画書」を患者さまの同意のもとに作成し、療養管理を行ってまいります。

なお、「療養計画書」には、患者さまのご署名が必要となりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### その他

診療報酬改定により、一部負担金がこれまでと変更になる場合がありますので、ご了承ください。